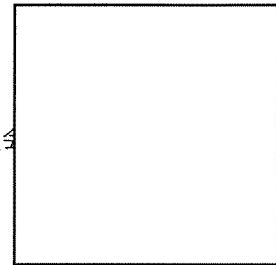


原規規発第 22111512 号
令和 4 年 12 月 5 日

九州電力株式会社

代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会



玄海原子力発電所第 4 号機の一部使用承認について

令和 2 年 8 月 27 日付け原発本第 1 5 7 号 (令和 3 年 7 月 1 3 日付け原発本第 6 5 号、令和 4 年 1 月 1 3 日付け原発本第 1 8 4 号、令和 4 年 3 月 3 0 日付け原発本第 2 4 0 号及び令和 4 年 1 0 月 1 8 日付け原発本第 1 0 8 号をもって変更の内容を説明する書類の提出)をもって申請がありました標記の件については、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号) 第 1 7 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象施設

使用前確認申請書 (令和 2 年 8 月 27 日付け原発本第 1 5 7 号 (令和 3 年 7 月 1 3 日付け原発本第 6 5 号、令和 4 年 1 月 1 3 日付け原発本第 1 8 4 号、令和 4 年 3 月 3 0 日付け原発本第 2 4 0 号及び令和 4 年 1 0 月 1 8 日付け原発本第 1 0 8 号をもって変更の内容を説明する書類の提出)) の添付資料- 4 「使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類」に記載の設備。

2. 使用の期間

自 : 令和 4 年 1 2 月 5 日以降であって、必要な全ての使用前確認が終了した時

至：本申請に基づく、使用前確認証交付日

3. 使用の方法

玄海原子力発電所第3号機の特定重大事故等対処施設を運用するために、4号機設備のうち3号機と共用している特定重大事故等対処施設が必要であるため、一部工事が完了した4号機のうち3号機と共用している設備を本申請に基づく使用前確認証交付日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。